



平成28年3月24日

各 位

コード番号	3159 東証第一部
会 社 名	丸善CHIホールディングス株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 中川 清貴
開 示 窓 口	執行役員総務部長 高橋 健一郎
電 話 番 号	03-5225-8787

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決定し、「定款一部変更の件」を平成28年4月27日開催予定の第6期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図り、より透明性の高い経営を実現することを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。
そのための監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 移行の時期

平成28年4月27日開催予定の当社第6期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行並びに監査役及び監査役会に関する規定の変更・削除を行うものであります。併せて、取締役会の決議をもって重要な業務執行（所定の重要事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年4月27日（予定）
定款変更の効力発生日	平成28年4月27日（予定）

3. その他

監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせを」をご覧ください。

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 第5条～第17条 (条文省略) (員 数) 第18条 当社の取締役は、12名以内とする。 (新設) <u>2 当社の社外取締役は、2名以上とする。</u> (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略) 4 補欠取締役の予選の効力は、決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。 (新設) (任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)	第1条～第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 第5条～第17条 (現行どおり) (員 数) 第18条 当社の <u>監査等委員でない</u> 取締役は、12名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (削除) (選任方法) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 補欠の <u>監査等委員でない</u> 取締役の予選の効力は、決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。 <u>5 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (任 期) 第20条 <u>監査等委員でない</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役</u>

(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名、並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第24条 (条文省略) (新設) 第25条 (条文省略) (報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 第27条 (条文省略) 第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (新設)	<u>の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役から</u>代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役から</u>、取締役会長及び取締役社長各1名、並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第24条 (現行どおり) (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第25条 当会社は、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 第26条 (現行どおり) (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 第28条 (現行どおり) 第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ</u>
--	---

(新設) (員 数) 第28条 当社の監査役は、4名以内とする。 (選任方法) 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 補欠監査役の予選の効力は、決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。 (任 期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会規則) 第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規則」による。 (報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ	る。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会規則) 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規則」による。 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)
--	--

